

過疎地域自立促進特別措置法第三十三条の規定に基づき、過疎地域の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令

過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第三十三条の規定に基づき、過疎地域自立促進特別措置法第三十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令を定める省令を次のように定める。

(法第三十一条に規定する総務省令で定める場合)

第一條 過疎地域自立促進特別措置法(以下「法」という)第三十一条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

第一条 過疎地域自立促進特別措置法(以下「法」とい)第三十一条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

第一事業税 次のイ又はロに掲げる事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

イ 法第二条第二項の規定による総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣の公示の日(以下「公示日」という)から平成三十三年三月三十日までの間に、法第二条第一項に規定する過疎地域のうち当該過疎地域に係る市町村の廃置合併又は境界変更に伴い第三十二条第一項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなつた地区以外の区域内において租税特別措置法(昭和三十二年法律第十六号)第十二条

第一項の表の第一号の第二欄又は第四十五条第一項の表の第一号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第十二条第一項の表の第一号の第三欄又は第四十五条第一項の表の第一号の第三欄の規定の適用を受けるものであつて、取得価額の合計額が二千七百万円を超えるもの(以下「特別償却設備」という)を新設し、又は増設したものである。が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(当該都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税

口 畜産業又は水産業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行つた日数の合計がこれら事業の

当該年における延べ労働日数の三分の一を超えて、かつ、二分の一以下であるものについて、公示日の属する年以後の各年のその所得金額に対して課する事業税

二 不動産取得税 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の翌日から起算して一年以内に当該土地

を敷地とする当該家の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。)に対する課する不動産取得税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

三 固定資産税 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地について、その取得の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

(特別償却設備に係る所得金額等の計算方法)

第二条 前条第一号の当該設備に係るものとして計算した額は、次の各号ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によつて計算した額とする。

一 その行う主たる事業が電気供給業(電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第二号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。)を除く。以下この号において同じ。)、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合

当該都道府県において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得×(当該新設し、又は増設した設備に係る固定資産の価額/当該設備を新設し、又は増設した者のが当該都道府県内に有する事務所又は事業所のガス供給業の法人にあつては当該固定資産の価額のうち製造事業用、農林水産物等販売業(法第三十条に規定する農林水産物等販売業をいう。)用又は旅館業用の設備に係る固定資産の価額)

二 前号以外の場合

当該都道府県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は

当該年に係る所得×(当該新設し、又は増設した設備に係る従業者の数/当該設備を新設し、又は増設した者が当該都道府県内に有する事務所の従業者の数)

附 則 (平成一六年三月三一日総務省令 第四号)抄  
(施行期日)

1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定(「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める部分を除く。)、第四条の規定、第六条の規定(「第十二条第一項の表の第三号又は第四十五条第一項の表の第三号」を「第十二条第一項の表の第二号又は第四十五条第一項の表の第二号」に改める部分に限る。)、第七条の規定及び第八条の規定は、平成十七年一月一日より施行する。

2 鉄道事業又は軌道事業(以下「鉄軌道事業」という。)とこれらの事業以外の事業をあわせて行う法人については、当該鉄軌道事業以外の事業に係る部分について前項の規定を適用する。

3 第一項の固定資産の価額及び従業者の数並びに前項の鉄軌道事業以外の事業に係る部分の所得の算定については、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の四十八第四項から第六項まで、第十一項及び第十二項並びに第七十二条の五十四第二項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例による。

(法第三十一条に規定する総務省令で定める期間に係る年度)

附 則 (平成一七年三月三一日総務省令 第六四号)抄  
(施行期日)

1 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

2 (経過措置)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三一日総務省令 第四七号)抄  
(施行期日)

1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日総務省令 第四〇号)抄  
(施行期日)

1 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日総務省令 第二八号)抄  
(施行期日)

1 この省令は、平成二十二年三月三一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日総務省令 第二八号)抄  
(施行期日)

1 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日総務省令 第二八号)抄  
(施行期日)

1 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日総務省令 第二八号)抄  
(施行期日)

1 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日総務省令 第二八号)抄  
(施行期日)

1 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

適用し、施行日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

**附則（平成二十三年三月三一日総務省令第二五号）**

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

**附則（平成二十五年三月三〇日総務省令第三八号）抄**

（施行期日）

**附則（平成二十五年三月三〇日総務省令第三九号）抄**

（施行期日）

**附則（平成二十七年三月三一日総務省令第三九号）抄**

（施行期日）

**附則（平成二十九年三月三一日総務省令第三九号）抄**

（施行期日）

省令第二条の改正規定、第八条中沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第七条の改正規定、第十一条中東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第二条の改正規定、第十二条中地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令第三条の改正規定は、地方税法及び第十二条中地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令第三条の改正規定は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（次条において「地方税法改正法施行日」という）から施行する。

省令第二条の規定による改正後の離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第三条の規定による改正後の奄美群島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第二条の規定による改正後の奄美群島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第二条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法第三十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第二条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法第十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第二条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法第十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第二条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法第十条の規定による改正後の東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第二条の規定による改正後の東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第二条の規定による改正後の福島復興再生特別措置法第二十六条及び第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第三条の規定並びに第十二条の規定による改正後の地域再生法第十七条の六の地方公共団体等

を定める省令（附則第五条において「新地域再生省令」という。）第三条の規定は、地方税法改正法施行日以後に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。

**第三条 新過疎省令第二条第一項第一号の算式は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新設され、又は増設される設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。**

（施行期日）

**附則（平成三一年三月三〇日総務省令第四四号）**

（施行期日）

**附則（平成三一年三月三〇日総務省令第四四号）**